

施設及び区域の提供（昭和27年7月）

施設及び区域の提供

行政協定第二条に基づく施設・区域の提供

昭和27年7月の日米合同委員会において次のように合意されている。

行政協定第二条第一項に基づき米軍に提供する施設区域は、本合意の附表に掲げるものとする。但し、「保留」と記載した施設は、岡崎・ラスク交換公文に基づき引続き使用を認める。但し折衝は継続する。附表は合同委員会を通じて変更できる。

訓練空域使用の通報（昭和47年12月）

訓練空域使用の通報

昭和47年12月の日米合同委員会において次のように合意されている。

在日米軍は、訓練空域使用について年に4回日本政府に対して通報を行う。

施設・区域の使用条件等に関する事項（昭和53年5月）

施設及び区域の提供

行政協定第二条に基づく施設・区域の提供

昭和27年7月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

行政協定第二条第一項に基づき米軍に提供する施設区域は、本合意の附表に掲げるものとする。但し、「保留」と記載した施設は、岡崎・ラスク交換公文に基づき引続き使用を認める。但し折衝は継続する。附表は合同委員会を通じて変更できる。

（附表は随時変更されているので添付省略。昭和27年7月の本件合意時の附表については、昭和27年7月26日付「官報（号外）」を参照のこと。）

NLPに関する硫黄島の使用（平成9年2月）

硫黄島への艦載機夜間着陸訓練の移転に伴う追加的経費について

- 1 平成8年4月1日の合同委員会において、日本側は米軍に対し、米軍が艦載機夜間着陸訓練を行う場合、厚木海軍飛行場等に代えて、硫黄島で出来る限り多くの訓練を実施するよう要請した。

同日、合同委員会の下に設置された訓練移転分科委員会において、本訓練の移転に伴う追加的経費等について検討を行ってきたところ、本日の合同委員会（持ち回り）において所要の措置が承認された。

2 承認事項

(1) 主な追加的経費

- ア 艦載機の飛行経費
- イ 人員・物資の輸送費
- ウ 給食費

(2) 主な米側への支援

- ア 本土から硫黄島までの米国燃料の輸送
- イ 本土～硫黄島間の人員・物資の輸送
- ウ 硫黄島での給食の提供

キャンプ・ハンセンの104号線越え訓練の移転（平成9年6月）

県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について

平成9年6月16日
外務省
防衛施設庁

1 県道104号線越え実弾射撃訓練の本土の演習場での分散・実施について、合同委員会の下に設置された訓練移転分科委員会において、本訓練の実施時期等について検討を行ってきたところ、本日の合同委員会（持ち回り）において所要の内容が承認された。

2 概要は次のとおりである。

(1) 射撃訓練は、平成8年8月の特別作業班の合同委員会への勧告内容に従い実施される。

(2) 本年度の実施スケジュールは次のとおり。

- 7月 北富士演習場
- 9月 矢白別演習場
- 11月 玉城寺原演習場
- 2月 東富士演習場

(3) 射撃訓練に当たり、日本側は訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費を負担するとともに、必要な支援を行う。

ア 主な経費負担項目

- (ア) 人員・物資の輸送費
- (イ) 燃料購入費
- (ウ) 現地調査費

イ 主な米側への支援

- (ア) 演習場における安全情報及び技術的支援の提供
- (イ) 沖縄から移転先演習場への輸送に係る情報提供及び調整

読谷飛行場から伊江島飛行場へのパラシュート降下訓練の移転（平成11年10月）

SACO案件に関する日米合同委員会合意について

平成11年10月21日
外務省・防衛施設庁

本日、SACO最終報告の「訓練及び運用の方法の調整」の項に盛り込まれた「パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。」ことについて、日米合同委員会で概要以下のとおり合意を行った。

なお、本件合意により、SACO最終報告の「土地の返還」にある読谷補助飛行場の返還条件の一つが達成されることとなる。

1. 訓練の移転

読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は、日本政府の要請に基づき、伊江島補助飛行場に移転され、同飛行場において実施される。

2. 訓練移転経費の負担

(1) 日本政府は、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を、日米地位協定第24条についての新たな特別の措置に関する協定第3条に基づき負担する。

(2) 経費負担項目

- (イ) 人員・物資の輸送費
- (ロ) 救助艇の運用経費

3. 使用条件の変更

パラシュート降下訓練の増加に対応するため、伊江島補助飛行場へのパラシュート降下訓練に関する最大時間枠を次のとおり変更する。

| 変更後 | 現 行 |
|-------------------------|-------------------------|
| 月曜日から金曜日まで 0600～2130 | 月曜日 1600～夕刻 |
| | 火曜日 1000～1400、1600～夕刻 |
| 土曜日 0600～1200、1700～2130 | 土曜日 0600～1200、1700～2300 |

(了)

米軍再編に係る訓練移転の拡充（平成23年1月20日）

米軍再編に係る訓練移転の拡充（報道発表）

平成23年1月20日

平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含む米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて協議を行ってきまして、本日（20日（木曜日））、日米合同委員会において、航空機訓練移転の米国の施政の下にある領域への拡充について、次の

とおり合意しました。今回の拡充には、グアムへの訓練移転も含まれます。

【日米合同委員会合意概要】

1. 目的

- (1) 二国間の相互運用性を向上させる必要性に沿った訓練移転を実施するとともに、航空機訓練移転元となる米軍航空施設における訓練活動の影響を軽減する。
- (2) 二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充し、航空機訓練移転の改善を含む沖縄県外における二国間及び単独の訓練の拡充を通じ、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減を図る。

2. 内容

- (1) 現行の航空機訓練移転及び拡充された航空機訓練移転の新たな移転先として、米国の施政の下にある領域を追加する。
- (2) 上記に係る訓練移転の内容は次のとおりである。
 - ア 訓練には、日米両政府間での調整に基づき、共同訓練、米側による単独訓練、又はその両者が含まれ得る。
 - イ 訓練には、空対地訓練及び双方が一致したその他の訓練が含まれ得る。
 - ウ 1回当たりの米国戦闘機の数は、最大20機程度とする。
 - エ 訓練移転を支援する米国航空機の機種は、空中給油機、輸送機、AWACSを含むがこれに限定されない。
 - オ 1回当たりの飛行訓練日数は、最大20日間程度とする。当該日数については、航空機の展開・撤収は含まれない。訓練計画は日米両政府間で調整される。

3. 訓練移転の拡充に係るその他の内容や具体的な実施に向けた詳細については、引き続き、日米両政府間で調整される。

米軍再編に係る訓練移転の拡充（平成23年10月4日）

米軍再編に係る訓練移転の拡充（報道発表）

平成23年10月4日

平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて協議を行い、本年1月20日に、日米合同委員会において、航空機訓練移転の米国施政下にある領域への拡充について合意がなされました。その後、同合意に従い、日米間で具体的な訓練実施に向けた詳細について調整を進め、本日（10月4日）、日米合同委員会において、次のとおり合意しました。

本合意に基づく訓練移転は、グアム等を訓練移転先とするものであり、嘉手納飛行場の航空機による訓練だけでなく、三沢及び岩国飛行場の航空機が嘉手納飛行場に飛来して実施している空対地訓練も移転の対象となり得るもので、同「2+2」共同発表に基づく、嘉手納における更なる騒音軽減に資する具体的な措置としても位置付けられるものです。

二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転の拡充を通じ、嘉手納における

更なる騒音軽減を図るため、日米両国は、航空機訓練移転を実施するに当たり、嘉手納飛行場で実施予定であった訓練を、グアムを含む他の場所へ移転することに焦点を置いて計画し、また、航空機訓練移転を行う期間中、嘉手納飛行場における米軍の訓練活動の影響について配慮することとなります。

なお、グアム等への航空機訓練移転の個々の計画の具体的な内容については、日米間で調整の上、公表することとしています。

1. 航空機訓練移転先

航空機訓練移転は、グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ空対地射場とそれらの周辺区域を使用して実施される。

2. 航空機訓練移転計画

航空機訓練移転計画は、日米間で調整の上、日本国内の航空機訓練移転と併せて3月を目途に次年度の計画を公表する。

3. 経費分担

経費分担割合は、従来の航空機訓練移転と同様、おおむね、日本国政府約3/4、米国政府約1/4を基準とするが、2年程度を経過するごとに、嘉手納における騒音軽減の効果を含めグアム等への航空機訓練移転から生じる状況の変化を踏まえて見直す。

(了)